

平成30年度第1回

神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会

平成31年3月20日（水）

神奈川県中小企業共済会館 401会議室

## 開 会

傍聴者 0名

藤沢市保健所長阿南委員、神奈川県精神神経科診療所協会大石委員、神奈川県医師会笹生委員、県立学校長会議内藤委員、横浜市立大学松下委員、欠席の報告。

神奈川県小売酒販組合連合会佐藤委員は遅れるとの報告。

(樋口会長)

それでは、これから議事に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 報告事項

- (1) 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（平成30～34年度）」の概要について  
(資料1)

(樋口会長)

まず、報告事項(1)「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（平成30～34年度）」の概要について、事務局からのご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

(資料1に基づき、事務局から説明)

(樋口会長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてご質問等がございましたらお願いします。この内容については去年話し合った内容なので、委員の先生方はよくご存じだと思いますが、新しく委員になられた先生方もいらっしゃいますので、もし意見等がございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

なければ前に進みまして、最後にまた意見等がございましたら伺いたいと思います。

- (2) アルコール健康障害対策に係る関係機関の動向について

- 依存症専門医療機関の選定について

依存症ポータルサイトの開設について【がん・疾病対策課】 (資料2、資料3)

(樋口会長)

続きまして、報告事項(2)として、アルコール健康障害対策に係る関係機関の動向について、県の今年度の取り組みの中からがん・疾病対策課と健康増進課、県精神保健福祉センターに関係事業の説明をお願いしたいと思います。質疑等については説明が終わりましたらまとめて時間をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず依存症専門医療機関の選定について、依存症ポータルサイトの開設について、がん・疾病対策課から説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料2、資料3に基づいて事務局から説明。)

(樋口会長)

ありがとうございました。ご質問は後でまとめてお受けしますので、次に進みます。

○ 特定健康診査・特定保健指導への支援について【健康増進課】

(資料4-1、4-2)

(樋口会長)

次に、特定健康診査・特定保健指導への支援について、健康増進課からご説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料4-1、4-2に基づいて事務局から説明)

○ 酒害予防講演会について

アルコール健康相談研修について【精神保健福祉センター】 (資料5、資料6)

(樋口会長)

ありがとうございました。次に酒害予防講演会について及びアルコール健康相談研修について、精神保健福祉センターからの説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料5、資料6に基づいて事務局から説明)

(樋口会長)

それでは、ただいまのそれぞれの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。堀江委員、どうぞ。

(堀江委員)

まず1点は、相談研修のほうの講習会はかなり開催されたような報告があって、45ページまではいいとして、48ページから50ページの主に医師向けでかかりつけ医と産業医向けの講習会についてはどのような進捗状況か、教えていただけたらと思います。

(事務局)

お答えします。49ページになります。内科と身体科と精神科との医療連携の推進としまして、これも毎年かかりつけ医うつ病対応力向上研修を実施しております。こちらは目標

値に掲げておりました、平成34年度の期間終了までに1200人の受講者という目標を立てております。昨年度につきましては、これは申しおりましたが、神奈川県だけではなく、3政令市と協働で、10月13日に藤沢市、10月20日に川崎市、10月28日に横浜市、12月1日に相模原市、12月8日に平塚市を会場として行いました。合計で302名の参加を昨年度は達成しております。

(堀江委員)

産業医のほうはいかがでしょう。産業医講習会や、横浜に産業医向けのセンターがございますよね。見ているのですが、そういう講習会はなかったような気がします。

(事務局)

計画の50ページにございます産業医と専門医療との連携というところで、産業医が開催する研修会等の機会ということで、まだこちらの取り組みについては、今年度は実施できていない状況でございます。今委員のおっしゃった産業保健総合支援センターなどとの連携ということで、今後は検討してまいりたいと思います。

(堀江委員)

ぜひ進めてください。

あともう一件よろしいでしょうか。ポータルサイトは県のホームページとのリンクを当然考えているのでしょうか。あと「神奈川県 依存症」と入れると上のほうに出てくるような工夫はされていますよね。

(事務局)

そのように進めたいと思っております。神奈川県だけでなく、今回委員にも加わっていただいています政令市の行政機関とのリンクもしていきたいと思っております。

(堀江委員)

よろしくをお願いします。

(樋口会長)

ありがとうございます。確認ですが、先ほどの数の実績は、昨年度ですか。今年度ですか。

(事務局)

かかりつけ医ですが、今年度です。

(樋口会長)

そうですね。昨年度とおっしゃっていたものですから。今年度ですよね。

(事務局)

平成30年度、今年度です。失礼いたしました。

(樋口会長)

わかりました。ほかにごございますか。どうぞ。

(稗田副会長)

東海大学の稗田です。ポータルサイトの開設がいよいよ現実化してくるということで期待しております。この案についてはほぼ確定みたいな感じでしょうか。

(事務局)

はい。ほぼこのような形式でできるということでございます。

(稗田副会長)

もし可能でしたらということですが、やはり依存症は病気で回復できるということを、最初のところに説明が何もなくていきなり医療機関の検索から始めると、初めての方などの場合は何をどのように使ったらいいのかということがわかりにくいのではないかと思います。せっかくサイトまでたどり着いたので、そこからもう一つ踏み込んで活用していただくために、前段に早期発見、早期治療が大事だとか、そういうガイドというか、回復の流れのガイドのようなものが入ってから検索に行くように、流れを、導入をつくったほうが相談する側としてはいいのではないかと思います。これは意見です。

(事務局)

ご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。依存症の正しい知識の啓発といった意味でも、ポータルサイトを活用していけるように、今後も検討していきたいと思っております。

(樋口会長)

中身をつくるのは結構大変かもしれないです。今の話はアルコール、薬物、ギャンブルを別々につくらなければいけないかもしれませんし、どこからかリンクして飛ぶような形にするとか、それも考えていただければと思います。我々の医療機関には全国センターのポータルサイトもありますので、そこに飛ぶようなことももしかしたら可能かもしれません。お考えいただければと思います。

(事務局)

ご相談させていただければと思います。ありがとうございます。

(樋口会長)

ほかに何かございますか。

特になければ、先に進みたいと思います。先ほど申し上げたとおり、最後にまたお時間をつくれますので、意見等がございましたらまたそのときをお願いいたします。

## 議 題

(1) 「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会設置要綱」の一部改正について

(資料7)

(樋口会長)

次に、議題に移りたいと思います。

まず、議題（１）「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会設置要綱」の一部改正についての審議を行いたいと思います。まず、事務局からの説明をお願いいたします。

（事務局）

（資料７に基づいて事務局より説明）

（樋口会長）

非常に小さな改正なので、恐らくこれについてノーと言う方はいらっしゃらないかと思いますが、何か意見はございますか。もし異議がなければ、「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会設置要綱」の一部改正については、これで確定したということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

（樋口会長）

ありがとうございます。

（２）「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（平成30～34年度）」の進行管理方法等について （資料８）

（樋口会長）

次に、議題（２）に移りたいと思います。「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（平成30～34年度）」の進行管理方法等について、協議を行いたいと思います。協議に先立ち、事務局から進行管理方法等に関する提案があるとのことですので、ご説明をよろしくをお願いいたします。

（事務局）

（資料８に基づいて事務局から説明）

（樋口会長）

ありがとうございました。この議題がきょうの一番大きな議題だと思いますので、委員の先生方からじっくりと意見をいただければと思います。何かご意見がございましたらどうぞ。

（姜委員）

資料８の３ページ目にあります数値目標の設定の仕方について、以前この会議でお話したのですが、推進計画の７ページ目の（２）で「本県のアルコール依存症の診断基準に該当するとされた者、またはかつて該当したことがある者の推定数は5.9万人」ということで、治療につながっていないが５万人以上いるという実態があるようですけれども、この５万人以上の方をどうするかということについての数値目標をぜひ入れていただきたい

と思っています。資料8の3ページ目の「計画の数値目標が設定されていない施策」になるかと思いますが、計画の70ページでは目標値に上がっていません。ここを減らすことを目標にして、きちんとわかる形で指標をつくっていただきたいと思っています。この点は何かそういう予定というか、計画はあるのでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。今いただいたご意見については、今回の目標というところは、独自に設定する目標もそれぞれの施策の判定に活用していくということです。今おっしゃったような全体的な目標に通ずる部分もあるかと思いますが、数というのを毎年度の目標の中で設定していくのは難しい部分があるかと思いますが、私どものほうで今のご意見も踏まえまして、どういう形で趣旨なども反映できるかも含め、検討させていただければと思います。

(姜委員)

個人的には、治療につながっていない依存症の方をどうするかというのは大きな問題だと思っていますので、逆にそれが数値にあらわすことができずに計画に載ってこないということであれば、計画の内容、あるいは項目自体も見直したほうがいいのではないかという考えにつながるとしていますので、今後検討していただければと思います。

あともう一点あるのでよろしいでしょうか。この協議会はアルコールについてなので、アルコールに関するとは思いますが、依存症の場合、アルコールを何とかしても、ほかの形でほかの依存症の問題につながることもあるかと思っています。例えばギャンブルですとか、行為依存とか、ほかの分野の依存症との関連といいますか、アルコール依存症はなくなったけれども、ほかの分野の依存症になってしまったというような、そういったほかの依存症との連携といいますか、情報交換などはあるのでしょうか。

(事務局)

先ほど計画の前に報告ということでさせていただいた、例えば依存症専門医療機関であるとか、その中から選定いたします治療拠点機関でそれぞれ対応する依存症は、アルコールは今のところ専門医療機関で6医療機関とも丸がついています。そのあたりでは当然依存症対策の部分でアルコールだけではなくて、当然薬物やギャンブル等とあわせてやっていく部分も出てきます。今後そういう拠点機関などともよく相談しながら、どういう形で事業展開をしていったらいいのか、例えば普及啓発などであれば、一緒にやっていくとか、医療提供体制もアルコールだけでなく、当然薬物やギャンブル等も入ってくるかと思っています。そういったことは拠点機関ともよく検討しながら進めたいと思います。

また、参考までに、ギャンブルに関してギャンブル等依存症対策基本法が昨年できました。その中でやはりアルコールや薬物の依存症対策ともしっかり連携してやっていくということで、正確な文面は今手元にありませんが、一緒にやっていくというようなことがうたわれておりますので、そういう趣旨も踏まえながら、あわせて進めていきたいと思って

おります。

(樋口会長)

ありがとうございました。堀江委員、どうぞ。

(堀江委員)

先ほどの質問と関係して、私が国の委員をやらせていただいたときに、専門医療機関を指定する際には、そういう統計が出せるようなレベルの病院やクリニックを出してほしいとお願いしました。要するに、医療連携の推進をした段階でどれぐらい紹介患者がふえたのかとか、そういう統計をとるように厚生労働省のほうから、上から言ってほしいというお願いをしたつもりだったのですが、今、県と指定専門医療機関との間でそういう統計を上げていただけるとか、そういうお話し合いはされているのでしょうか。もしされていないとしたら、来年度以降、ぜひ実施していただきたいと思います。それは可能か、ご意見をいただきたいと思います。

(事務局)

ご意見をありがとうございます。専門医療機関の選定の際には、県と連携してデータの集積にご協力いただくこともお話ししながら選定を進めております。あと国のほうも全国の専門医療機関からいろいろなデータを集約するという観点から、共通の様式の提示をして、それを都道府県が選定した専門医療機関から集めて報告するよにということをおっしゃっております。ただ、一応今年度中に国から所定の様式が示されるということで、私どもも何度か聞いているのですが、現状としてはまだそういった共通様式が示されていません。ただ、やはりこういった依存症の施策に関しては、共通のベースでデータを集めることが必要だと思うので、今の段階では例えば県のオリジナルデータを専門医療機関に求めるということにはしておりません。国から示されましたら、直ちに専門医療機関のほうにもご協力いただくという形で進めたいと思っております。

(堀江委員)

国からそういう話が来ているということで、安心いたしました。ぜひ推進をよろしくお願いたします。

(樋口会長)

専門医療機関の選定基準に今のは入っていますよね。要するに、データを県に送るような話です。

(事務局)

そうですね。県のほうでも専門医療機関基準を定める選定要領を策定しましたが、その中で、「当該保健医療機関において依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に県等に報告できる体制を有していること」というのが要件になっておりますので、大丈夫です。

(樋口会長)



ありがとうございました。ほかにいかがですか。どうぞ、お願いします。

(磯部委員)

計画の進行管理をする中で、指標を数値化するところがあると思いますが、市町村に対してこの数字を出していくというような調査、あらかじめ数字を統計的にとっていかねればいけないようなことがあれば示していただかないと、年間の数字が出せません。例えば、目標数値の中の未成年の飲酒をなくすための取り組みですとか、妊産婦の飲酒をなくすための取り組みなど、パーセンテージが出ているところがありますが、こういったものは市町村で何か数字をとっておくべきところがあるのでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましては、私どもとしては県の所管課のほうにこの目標値を聞いて設定させていただいて、把握できる数字ということでもらっています。ものによっては県として把握しているものもあれば、もしくは今おっしゃったとおり、各市町村にご確認いただいてまとめるデータもあるかと思しますので、もし市町村の数字が必要ということであれば、各所管課のほうからお願いさせていただく形になります。

(磯部委員)

年間の数字をとらなければいけないところがあると思うので、早めにそういったことはお知らせいただきたいと思います。

(樋口会長)

ありがとうございました。そのほかにいかがですか。どうぞ。

(堀江委員)

すみません。説明を聞き逃したかもしれないのですが、イメージ①の達成目安というのはどなたがどのように、計画目標、進捗率、最終的な現状もわかりますけれども、達成目標は毎年変えていくということでしょうか。それはどなたが決定されるのでしょうか。目安のところです。

(事務局)

ありがとうございます。達成目安につきましては、各事業を持っている事業課で決めていく形です。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかにございますか。

私も1つだけお聞きしたいのですが、独自目標というのをつくられるということですが、これについて例えばこのような場でそれが妥当なのかどうなのかということについては、我々のほうでお話を聞いて、意見を言うことができるのかどうか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。今年度の進捗を来年度に把握しなければならないという観点か

ら、実は独自目標につきましては、今どういった形で目標を立てるのか、照会を既にかけています。それに基づいて、今年度の進捗を来年度に庁内で共有し、協議をするという形ではあるのですが、その結果をこの協議会でご報告したときに、やはり独自目標につきましては、ここで披露させていただきますので、何か委員の皆様からもしご意見がございましたら、それは各関係所管課にフィードバックしていきたいと思います。もう少しこういふことで工夫できないかとか、こういった視点はどうかというようなご意見がもし出ましたら、私どもから所管のほうに伝えまして、そこの修正等の工夫ができないかというようなフィードバックはしていきたいと考えております。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにございますか。

なければ、私からもう一点。最終年度はその前の年度までの評価と改定作業、多分次の5年間の計画をそこで練るのだと思います。1年でそのあたりは大丈夫なものでしょうか。

(事務局)

確かにタイトな作業になるかと思えます。ですから、恐らく会議の回数などもふやして対応させていただくこととなります。また、今回が初めての計画ということなのですが、改定計画の中に恐らく前期計画の評価のようなことを書き込むような形になりますので、改定計画を議論していく中で、あわせて一緒にやっていただくというようなことになると考えております。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにございますか。もしなければ、先に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。特に大丈夫でしょうか。

そうしますと、進行管理の方法等について、委員の先生方からいろいろな意見をいただきました。この意見を踏まえた上で、これは会長と事務局のほうで案をつくるというか、最終的に預らせていただいて、それで前に進めていくということよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(樋口会長)

もしよろしければそのようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

## その他

(樋口会長)

委員の皆様方や事務局から情報を提供したい事項などがありましたらお願いしたいと思えます。何か情報提供があったらどうぞ。特に依存の問題は大きな問題ですので、アルコールに限らずひよっとしたらほかの依存についても何か情報提供があるかもしれませんが、

共有できるものがあつたらどうぞよろしく申し上げます。佐藤委員、どうぞ。

(佐藤委員)

私は神奈川県のお酒の業界なのですが、実は日本は意外とアルコール販売に関して緩い部分があると思います。昨年、スコットランドでは依存症の患者が多く、死亡率が高いということで、最低価格制度ができました。これは最高裁判所の裁定でもって決めた問題ですが、やはり依存症というのは身近にあるのでどうしてもお酒が飲みたくなるというようなことではないかと思います。そういう中で、今お酒の販売免許というのに全く規制がありません。なぜかといいますと、例えばコンビニの場合は本部がお店をつくって、経営者を募集という形をとっていますが、その経営者が前科者でなく、書類がそろっていれば全部販売免許がおりてしまいます。それで、ほとんどがお酒の販売をできてしまうということがあるものですから、そういうことからいづらか規制していきませんか、お酒が身近にあるということはやはり依存症の患者がふえるということでもありますので、そのところは私どももしっかりやっていかないといけないと思います。

ただ、私などは国税庁の監督官のもとでやっているのですけれども、行政は今の法律を守るのが行政であって、私たちも法律を守るということはあるのですが、実は一昨年に議員立法ができて、公正取引の基準と販売管理研修の義務化というのが決まりました。ただ、販売管理研修の義務化というのは3年に1度研修を受けないといけないというのがありますが、公正取引の基準は非常に曖昧なところがあります。仕入れ価格に対して販売経費を乗せて、それ以下で売ってはいけないというのが公正取引の基準なのですが、その販売経費が業種によって全部違います。例えば、お酒専門の量販店ですと、お酒の売上が9割以上あるものですから、それが販売経費と見なされてしまいます。でも、大手スーパーさんの場合はお酒の売上比率が1割5分ぐらいしかありません。そうすると、うちは1割5分しかお酒を売っていないので販売経費が少ないですと言って、量販店よりも大手スーパーのほうが値段を低く抑えられてしまう部分があります。そういう非常に曖昧なところがあって、恐らく税務署のほうも公正取引の基準に対しての取り締まりが非常にやりにくい部分があると思います。お酒を目玉商品としてお客さんを呼ぶことが他業種にもあるものですから、そういうようなこともこれから直していきませんか、依存症の発生の原因にもなるのではないかと考えております。

また、依存症の対策としましても、私どもは全国未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーンを毎年4月の交通安全週間の初めに横浜駅の西口で行っています。そのときにでも東京国税局や税務署の方など、皆さんが集まってくるのですが、実はコンビニさんというのは組合に入ってきません。最近問題になっております24時間営業でもってやりたくないということで、いろいろとユニオンのほうが問題にしていましたけれども、あくまでも本部と個人との契約で、労働者ではないということです。そういうこともありますし、また私どもも組合加入に行ってもお店に行けば本部に聞いてください、本部に行けばお店に

聞いてくださいと、全く相手にしてくれない部分があります。やはりお酒を販売している以上は、同じ条件のもとでもって、そういう意識を持っていきませんと、なかなか確立した情報が得られないという部分があると思います。

そして、お酒には酒税があるものですから、租税教室の中に税金が出てきます。その中で、私も昨年3月に高校の租税教室のときに未成年者の飲酒、特に選挙権が18歳になったので、18歳になったらお酒を飲んでもいいのではないかというような意識がかなり強い部分があります。そういう中で、お酒は20歳にならないと飲んではいけないということをしつかりと教育していきませんと、未成年者の飲酒というのはなかなか治っていかないのではないかというのもあると思います。

それと、小売店としては一応先ほど言った販売管理研修の義務化ということで一生懸命、未成年者への販売はだめですよということがあるのですが、未成年者の飲酒の中で一番摘発されているのは飲食店ではないかと思います。例えば大学のサークルで、大学というのは18歳から22歳までいるものですから、打ち上げしたときに一緒に飲んでしまうので、未成年者の摘発がかなり多いと思います。特に神奈川県の場合は未成年者の喫煙飲酒防止条例があるものですから、摘発もかなり頻繁にやっていると思います。そういうところで、神奈川県は未成年者の飲酒の比率が高いのではないかと思います。恐らく福岡は飲酒運転が高いです。福岡では飲酒運転で悲惨な橋から落ちる事故があったものですから、重点的に飲酒運転の取り締まりをやるので高いのだと思います。ただ、取り締まりをやっていないから低いというのはおかしいと思います。恐らく神奈川県も福岡も同じようにほかの県で回数をやれば、もっと数値が上がってくるのではないかと思います。これをもっとアピールして、神奈川県はこれだけ取り締まりをやって平均値が高いのですが、やっているからある程度抑えられている部分があります。恐らく取り締まりをやっていないところには、神奈川県よりも高いところもあるのではないかと思います。それは、全国的にアルコール依存症に関してはもっと積極的にやってもらわないといけないのではないかと思います。やはりそれには法律をつくらないとなかなか行政も取り締まりができないというのが一つではないかと思います。

以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。多面的なご意見をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。情報提供は何かございますか。どうぞ。

(稗田副会長)

幾つかこの1年間、この委員をさせていただいて神奈川県内で個人的に感じたこととか、いろいろご報告させていただきたいと思います。

一つは、いろいろな酒害研修に呼んでいただいて、川崎などでお話をさせていただいて、やはりすごく推進計画を立てたことの、風が吹いているではありませんが、当事者の方や

ご家族の方がとても高い関心を持ってくださっていることを感じています。それで、専門医療機関の選定がまだない川崎ですが、今日いらしていますけれども、川崎の断酒会さんが非常に法律の勉強会を開いてほしいということで、何度か私も協力をさせていただきました。何とか川崎にも専門の拠点の選定をできるようにしていきたいという機運が、当事者やご家族の方たちの中で盛り上がっていますので、ぜひ川崎のほうでリンクして、連携して盛り上げていただけたらと思うのが1つ目のご報告です。

もう一つだけ済みません。ことしの6月に、私は一般医療機関のソーシャルワーカーとしてずっと長くやっておりましたけれども、そのソーシャルワーカーが中心になっている職能団体がありまして、公益法人日本医療社会福祉協会というところです。6000人ぐらいの会員で、小さい団体ではありますが、一般医療機関にいるソーシャルワーカーが中心になっている団体で、ことしは全国大会を神奈川県で開催します。相模原の事件もあり、そこにアディクションの問題も絡んでいますので、3日間の中の6月8日の日曜日に川崎で東大の熊谷晋一郎先生に当事者性のことにご講演いただいた後に、初めてですけれどもアディクションの、特にアルコールのことについてシンポジウムを開催することになりました。この推進計画とあわせて当事者の方たちの体験談を聞くということと、一般医療機関で早期発見、早期治療ということをしてソーシャルワーカーの立場で何とか貢献できないかということをして盛り上げていきたいという、そういうシンポジウムにもしていきたいと思っています。ぜひ日本医療社会福祉協会のホームページを覗いていただきますと、広告が出ております。一般の方もご参加できるものになっておりますので、どうぞよろしく願います。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、私のほうからも1つ。余りアルコールと関係ないかもしれませんが、ことしの6月17日から19日までパシフィコ横浜で第6回国際行動嗜癖学会というのを私が会長でやるのですが、その中の19日の1時から5時までパシフィコの3階で一般の方にオープンにして、ギャンブルとゲームの世界で著名な方々5人にいろいろな話をさせていただくことになっています。これは学会のプログラムですが、学会に関係なく自由に参加できますし、お金もかかりません。もし興味がございましたら、我々の医療機関のホームページを見ますと、国際学会のボタンがありますので、そこから入って登録していただければ自由に入れます。もしよろしければどうぞご参加いただければと思います。

ほかに何かございますか。それでは、なければきょうはありがとうございました。これで議事を終了して、司会を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

樋口会長、委員の皆様、本日は長時間にわたりご協議いただきまして、まことにありがとうございました。本日は貴重なご意見をいただきましたので、今後の施策に生かしてい

たいと思っております。

現委員の皆様につきましては、任期が7月19日までとなっております。次回の神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会につきましては、本年9月ごろの開催を予定しておりますが、その前に委員の改選をさせていただくこととなりますので、またご連絡させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど申し上げましたが、机上に配付しております青いファイル、神奈川県アルコール健康障害対策推進計画の別冊ファイルは事務局のほうでお預かりさせていただきますので、そのまま机上に置いていただきますようよろしくお願いいたします。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。